

## 福島県環境審議会について

令和 4 年 1 2 月 2 日  
福島県生活環境総務課

### 1 福島県環境審議会について

#### (1) 設置根拠

○ 環境基本法

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

○ 福島県環境審議会条例

第一条 この条例は、環境基本法第四十三条第二項の規定に基づき、同条第一項の合議制の機関の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

#### (2) 委員及び任期

○ 委員 27 人以内で組織し、委員は、学識経験を有する者、国の関係行政機関の職員のうちから知事が任命。(条例第 3 条)

○ 委員の任期は 2 年間、再任可能。(条例第 4 条)

### 2 審議会への諮問事項

(1) 県の環境保全に関する基本的事項の調査審議等

(2) 個別法令等による審議事項等

ア 水質汚濁防止法第 21 条第 1 項関係 (公共用水域の水質汚濁防止に係る重要事項等)

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 第 3 項関係 (廃棄物処理計画)

ウ 福島県環境基本条例第 10 条第 3 項関係 (環境基本計画)

エ 福島県生活環境の保全等に関する条例第 96 条関係 (公害関係の規則等)

オ 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第 49 条関係 (施設、基準等)

カ 福島県循環型社会形成に関する条例第 10 条関係 (循環型社会形成推進計画)

## 【参考】令和4年度の環境審議会の開催予定

### (第1回)

○日時：令和4年12月2日（金）

○議題：部会の設置方法について

福島県環境基本計画の進行管理（令和4年度版環境白書）について

福島県環境教育等行動計画の進行管理について

### (第2回)

○日時：令和5年2月頃

○議題：福島県水質測定計画について

※ これまで審議会で使用した資料、議事録はホームページに掲載。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005a/r-3shingikekka.html>